

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：12602

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23650501

研究課題名(和文)大学の知の社会還元を見据えた大学の秘密情報保護施策構築と国際標準への取組

研究課題名(英文)Strategic approaches for university to handling of confidential information

研究代表者

飯田 香緒里(IIDA, KAORI)

東京医科歯科大学・研究・産学連携推進機構・教授

研究者番号：90570755

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：大学等アカデミアにおける研究力及び研究成果については、産業競争力の観点から従来以上に期待が高まっている。実用化研究開発を産学連携で達成しようという場合には、産業界と同等の知的財産並びに情報の管理が求められる。自由闊達な研究に取り組む大学等アカデミアでは、産業界と同等の管理体制を導入することは適さない。真理の探求、学生の教育、自由意思に基づく先進的な研究、成果の社会への発信といった特有のミッションを有する大学等アカデミアが採りうる情報管理体制の構築を目指した。

研究成果の概要(英文)：About the research and the result of research in Academia, such as a university, expectation is more raise expectations for the industrial competitiveness than ever before. Industry has already built trade secret control system. However Universities have characteristic missions called the pursuit of the truth, a student's education, the advanced research based on a free intention, and dispatch into the society of a result. Then how handle of confidential information like trade secret for universities is aimed at.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：科学教育・教育工学 科学教育 科学技術政策

キーワード：営業秘密 不正競争防止法 産学連携 秘密保持 知的財産

1. 研究開始当初の背景

産学連携を実施する過程で大学が取り扱う情報には、外から大学に持ち込まれる情報と、大学自らの情報がある。それらは本来区別して検討すべき対象である。前者、すなわち共同研究等の相手先企業から大学の研究者等が得る秘密情報は、通常、適切に秘密管理されており、大学は当然、秘密保持遵守義務を負う。ところが後者、すなわち大学から創出される発明等の有用な情報は、必ずしも適切な秘密管理下でないものが多い。そこで、大学に存在する情報を管理の必要性の有無等で分類した上、機密性の高い情報に関しては、秘密管理性を徹底することで保護するというガイドラインが策定され(経済産業省「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」)、具体的な情報の管理方法や管理のための規約等の提言もなされている(東京工業大学「産学連携の展開に伴う大学における情報等の管理と研究ノートの活用に関する調査研究」H17報告書)。しかしながら、そもそも大学の教育研究の公益性や、自由闊達な研究環境は、情報を逐一金庫に保管する慣習にはそぐわない。企業の研究員が共同研究で大学に派遣される場合も、研究情報に自由にアクセスできることが前提でなければ意味がない。このように大学において研究情報をあまり厳重に管理することは得策といえず、現実的にも不可能である。しかしその結果、大学の情報は、不正競争防止法の保護要件である「秘密管理性」を満たせず、企業の一方的な持ち出しに対しても、訴えることすらできないのが現状である。一方、H22に不正競争防止法が改正され、刑事罰処罰の対象範囲が拡大された背景もあり、企業側にとっても本意でない疑いをかけられるリスクは回避したく、大学の情報保護・管理の適正化は企業側の利益にも繋がる

2. 研究の目的

産学連携活動の増加に伴い、大学にも適切な情報管理が求められている。例えば共同研究において、大学に提供される相手先企業の営業秘密の管理は当然のこととして認識される。ところが、大学から創出される研究成果等の有用情報について秘密管理を行うことの必要性や妥当性については、ほとんど顧みられていない。過度の秘密管理は大学の教育研究活動の弊害となり、研究成果等の有用情報の扱いにおいて、一般的な秘密管理性の要件を満たすことが困難である。一方で、必要な秘密管理性が充たされていないと、相手先企業は無制限にこれを使用できてしまう。本研究は、健全な産学連携活動の担保によって大学の知が社会で利用されやすい環境の整備に資するべく、大学の組織理念に配慮した情報の保護・管理の新たな枠組を検討することを目的とす

る。

3. 研究の方法

本研究は、大学の有する秘密情報の保護・管理手法を検証するため、次の5つの構成で進める計画である：大学の有する秘密情報が不正競争防止法による保護とは異なる手法で保護される可能性を検証する目的で、営業秘密に関する各国の法制度・判例の研究を行う。特に大学に対する特例措置の存在の有無を中心に調査を実施する；各国の大学が講じている、秘密情報の取扱いに関する具体的措置(学内ルールや契約方針等)についての整備状況を調査し、当該国におけるとの関連性を検証する；

の研究状況・成果の総評を得るために、専門家や産学連携関係者を集めたセミナーや意見交換会を開催し、研究内容の妥当性を追求する；～の結果を総括し、大学が有する秘密情報の新たな保護・管理手法を構築するとともに、当該手法の国際標準化を目指した取り組みとして、研究会を開催する他、国際学会へ参加する。

4. 研究成果

大学から創出される研究成果等の有用情報について秘密管理を行うことの必要性や妥当性は、ほとんど顧みられていない。本研究では、大学が有する論文・学会発表前、又は権利化(特許出願)前の研究成果を秘密情報と位置づけ、その保護の方法、体制構築に向けて取り組んだ。

まず、昨今大学が訴えられる事案が増加している米国の大学の状況を把握するため、ハーバード大学やスタンフォード大学の事案等の検証を行った。

以下調査結果を報告する。

(1) 米国における秘密情報を巡る法制度

経済スパイ法について

米国政府は、米国の研究者が米国外に秘密情報を漏洩した場合には、経済スパイ法等により告訴することができる。

経済スパイ法は、1996年10月、外国政府が関与する「経済スパイ行為(economic espionage) 18 U.S.C. § 1831」や個人又は企業による「営業秘密の不正取得(theft of trade secrets) 18 U.S.C. § 1832」に対する刑事罰を定めた最初の連邦法として制定された。いずれも、(1)正当な権限なくして、営業秘密を窃取、取得、複製等した者、(2)それが正当な権限なくして窃取若しくは取得されたものであることを知りながら、営業秘密を所持等した者、(3)これらの行為を共謀等した者に、刑事責任を科している。

同法を巡っては、1999年米国オハイオ州のクリーブランドクリニックで働く日本人研究者が、日本の理化学研究所に転職を決めた際、同研究所からアルツハイマー病の遺

伝子試料等を無断で持ち出し、それを米国内の大学で働く日本人研究者に送った行為が、経済スパイ行為(economic espionage)18 U.S.C. § 1831)及び連邦贓物法(National Stolen Property Act)違反にあたり、起訴された事例が有名だ。最終的に司法取引が成立し、経済スパイ法は適用されなかったが、本事例を契機に、我が国では2004年1月に不正競争防止法が改正され、営業秘密を対象とした刑事罰がはじめて導入されている。

不法行為法及び契約法

大学は、研究者が秘密情報を不正使用や不正開示した場合に、州の不法行為法や契約法に基づく横領罪として提訴することが一般的である。

この点、米国では、大学と研究者間で、大学における研究の過程で生じる情報を含む知的財産は大学に帰属するという契約を締結しておくことが多い。これは1980年に制定されたthe Bayh-Dole Actにより、大学の特許出願への意識が高まったことを背景に、知的財産保護の観点から、秘密情報の管理を強化する措置ともいえる。

すなわち、大学は研究者と契約を締結することによって、大学から知的財産が流出することを防止し、損害が生じた時に對抗することができる。

(2) 営業秘密の取扱いを巡り大学が係争に關与した事案

経済スパイ法違反が争点となった事案
経済スパイ法違反が争点となった事例としては、2002年のハーバード大学事件(Former Research Fellows Charged with Theft of Trade Secrets from Harvard Medical School (June 19, 2002))がある。

ハーバード大学において遺伝子研究に取り組む研究者2名は、ある医薬品開発に有用な2つの遺伝子を発見し、同大学から特許出願を行った。しかしながら、実際、研究者らは、2つの遺伝子と同等以上の価値が存する7つの遺伝子を発見していたが、同大学には秘匿していた。さらに、同研究者は、テキサス大学への転職が決まっており、大量の研究マテリアル等を無断で持ち出し、テキサスへ送付していたことから、7つの遺伝子等を営業秘密と捉え、FBIが逮捕した事件である。

本事例は最終的には司法取引により解決し、また他の事例でも大学からの秘密漏洩に対し同法が適用された事例は少ないようであるが、そもそも米国の大学における秘密情報の管理体制は同法の保護要件を満たしているのだろうか。

米国における経済スパイ法の保護要件は、()その開示又は使用によって経済的価値を得ることのできる他の者に、一般に知られておらず、かつ適切な手段によっては容易に解明されないことにより、現実の又は潜在的な独立の経済的価値が得られるもの、

()秘密性の保持のために、当該状況の下において合理的な努力の対象となっているもの、と定められている(経済産業省資料「諸外国における営業秘密管理について」平成21年10月30日)。

この点、米国の大学では、機密性の高い情報を取り扱う研究の場合には、当該情報へのアクセス権に限定をかけ、また情報を保管する場所には施錠をする等の体制を採っている機関もある。しかしながら、一般的なアカデミアの研究現場においては、経済スパイ法の保護要件に値する管理体制を採ることは困難なようだ。

不法行為法違反が争点となった事例

ピッツバーグ大学において、同大学の営業秘密等の取扱いを巡り研究者の不法行為法違反が争点となった事例がある(Univ. of Pittsburgh v. Townsend, 2007 U.S. Dist. LEXIS 24620 (E.D. Tenn., Mar. 30, 2007))。本事例は、同大学に所属する研究者2名が、大学における研究成果は大学に帰属するという契約に違反し、大学に無断で個人として特許出願を行ったことについて、不法行為法の横領行為に当たるとして起訴された事件である。同大学は、当事者間の契約に基づき、特許出願に関わる技術・ノウハウ等の営業秘密含む知的財産は、大学に帰属すると主張した。しかしながら、この研究者は同大学に所属する前に、民間企業と雇用関係にあった。さらに、本研究者は同企業との間で、コンサルタント業務に関する契約を締結し、当該業務に関する発明等は全て同企業に帰属する旨約束していた。この点について、同大学は、企業との雇用関係の事実については認識しつつも、研究者へ契約書の写しの提出を求めることなく、また内容の確認等も行わずにいた。最終的に裁判所は、同研究者を巡る契約関係は、企業との関係が先にあることを理由に、大学の訴えを退けている。

本事例と同じく大学と契約関係にあった研究者について、民間企業との契約が重複し、大学の発明であるにも関わらず、大学が所有権を主張できなかった事例として、2009年のスタンフォード大学の事例がある(Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University, Merigan, Holodniy v. Roche Molecular Systems, Inc., Roche Diagnostics Corp., Roche Diagnostics Operations, Inc., 583 F.3d 832 (CAFC 2009))。

本事例では、大学及び研究者間の契約は、譲渡の予約にすぎず、現実に譲渡の契約がなかったために、企業との譲渡契約が優先された。このケースは大学が、発明等が生じた時点で改めて譲渡契約を締結していれば避けられた。また、利害関係人との契約の有無、契約がある場合の内容確認をきちんと行っていたなら、このような結果に至らなかったことにも留意すべきであること

が明らかとなった。

大学における秘密情報保護の在り方についての考察、訴訟社会といわれる米国の大学の状況を鑑みても、大学の秘密情報の管理体制として、日米の法律が示すところの「営業秘密の要件」の充足を徹底することは現実的ではなさそうだ。

むしろ、契約により情報の管理を強化することが合理的といえる。契約の必要性の観点としては、外部機関と共有する情報であっても、大学自らの情報であっても変わりはない。

まず外部機関と共有する情報について、契約締結のメリットとして、共同研究において研究者らに情報を出したり共同で知的財産を創出する側の企業が、企業秘密の漏洩を防ぐことができるのは当然であるが、契約の受け手である大学、特に情報を実際手にする研究者にとってもメリットがある。つまり、契約を通じて、情報の対象や範囲が定義化されることで、当該情報と自らが有する情報とのコンタミを防止でき、健全な研究の推進が可能となる。また、契約の内容を研究者が理解することで、無意識の法律違反を未然に予防することにもつながる。

他方、大学で創出される情報については、大学機関と所属する研究者間での契約締結が重要となる。契約の目的としては、発明の一端を構成する潜在性を持った研究情報については、研究者個人が処分できるものではなく、大学に帰属することを明示することである。すなわち、1999年に日本版バイドール法とも呼ばれる、産業活力再生特別措置法制定に伴い、各大学において、職務発明規定の整備が進んだ。それにより、発明＝大学帰属という意識は高まりつつあるが、研究情報の帰属についての認識は高いとは言えない。この点、日本の大学では、秘密情報の取扱いについて規則を定める大学もある。しかしながら、米国の判例でも明らかな通り、確実に知的財産を保護するためには、規則では不足があり、契約によって研究情報の取扱いを合意する必要性は高い。特にアカデミア研究者の場合、所属は流動的なので、異動する研究者及び異動先の機関に対する関係においても、個々の大学が契約によって知的財産たる研究情報の帰属についても明確にしておくことは重要である。

アカデミアによる学術研究は、我が国の競争力の源泉となり、さらには、研究成果(知的財産)の活用による産業への貢献への期待も大きい。それら期待に応えるためにも、アカデミアが秘密情報の取扱いについての意識改革、契約の在り方含めた取扱い基準を整備することは、急務の課題であると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

石埜正穂、飯田香緒里、Copyright Protection of Tangible Research Materials. AIPPI(2012)、査読有、Vol17 No.9,584

飯田香緒里、深化する産学官連携とイノベーションの課題:ライフイノベーション創出に必要な産学官協働の在り方 産学官連携ジャーナル、査読無、2011年9月号 Vol.7 No.9 2011

〔学会発表〕(計1件)

日本知財学会第10回年次学術研究発表会(2012年度)「大学における秘密情報の取り扱いを巡る課題と施策」一般発表

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田香緒里 (IIDA, Kaori)

東京医科歯科大学・研究・産学連携推進機構・教授

研究者番号: 90570755

(2) 研究分担者

石埜正穂 (ISHINO, Masaho)

札幌医科大学・医学部・教授

研究者番号: 30232325